鳥労発基 0804 第４号
令和８年８月４日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
（個人ばく露測定等関係）

日頃より労働安全衛生行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）については、令和７年５月 14 日に公布され、令和８年 10 月１日以降、一定の作業環境において実施する個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者が作業環境測定基準に従って行うことが義務とされていたところです。

このことについて、今般、対象作業、有資格者の要件等に関し、別添１のとおり、厚生労働省労働基準局長から通知がありましたので、貴団体におかれましても御承知の上、関係事業者に対して周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本件に関する周知用資料は、後日、当局ホームページに掲載予定であることを申し添えます。

参考　●労働安全衛生法の改正について（厚生労働省）
（令和７年５月 14 日公布の掲載ページです。ページ最下部にリーフレットがあります。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

●周知用資料掲載予定ページ（鳥取労働局ホームページの「化学物質関係」）
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#9

●第 186 回労働政策審議会安全衛生分科会
（今般に係る改正の経緯等が掲載されています。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00059.html

●化学物質管理説明会リーフレット（別添２）

別添１

基 発 0730第 2 号
令和８年７月30日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
（個人ばく露測定等関係）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号。以下「改正法」という。）については、令和７年５月14日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0514第１号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」をもって通達したところであるが、今般、改正法の一部が令和８年10月１日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和８年政令第196号。以下「整備政令」という。）が令和８年６月17日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和８年厚生労働省令第116号。以下「整備省令」という。）及び作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和８年厚生労働省告示第279号。以下「ＯＨ告示」という。）が令和８年７月29日に公布又は告示され、いずれも令和８年10月１日（整備省令の規定の一部については、令和８年８月１日又は令和８年９月１日）に施行又は適用されるところであるが、その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、令和６年４月４日付け基発第0404第２号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（以下「令和６年通達」という。）を廃止する。

記

第１　改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条及び第65条の２においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者に義務付けている。また、作業環

境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第２条において、安衛法第65条第１項の作業場のうち政令で定めるものを「指定作業場」と定義し、作環法第３条の規定により「指定作業場」について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させること等が義務付けられている。

一方、個人ばく露測定は、従来は作業環境測定ではなく、安衛法第22条又は第57条の３第１項の規定に基づく措置として規定され、このうち、安衛法第22条に基づく措置である、改善困難な第三管理区分作業場又は金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場における個人ばく露測定等については、その測定方法が、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和４年厚生労働省告示341号。以下「第三管理区分告示」という。）又は金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和２年厚生労働省告示第286号。以下「金属アーク告示」という。）で定められ、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第44号。以下「令和６年改正省令」という。）によりその実施者の要件が定められることで、測定精度の担保がなされることが予定されていた。しかし、安衛法第57条の３第１項の規定による調査を行うに当たって、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年９月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号。以下「リスクアセスメント指針」という。）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月27日技術上の指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）に基づき行う個人ばく露測定については、その方法及び測定実施者の要件が定められておらず、測定精度の担保に課題があったところである。

また、作業環境測定の結果を踏まえた安衛法第65条の２の規定による改善措置の評価のための測定については、従来明確には作業環境測定として位置づけられておらず、作業環境測定士に当該測定を実施させるべき指定作業場とはされていなかったところである。

今般、改正法において、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その測定精度の担保を図ることとした。具体的には、安衛法第65条の３を新設し、安衛法第22条の健康障害防止措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるとき又は安衛法第65条の２第１項の改善措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないとされるとともに、安衛法第57条の３第１項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとされ、これらの作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）に従って行わなければならないとされた。

また、作環法第２条第３号の新設により、個人ばく露測定を作業環境測定

として明確に位置づけるとともに、作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならない指定作業場（作環法第２条第４号）に、安衛法第65条の３第１項から第３項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加された。

これを受けて、整備政令において、当該指定作業場を定め、整備省令においては、安衛法第65条の３第１項及び第２項に係る指定作業場、安衛法第65条の３第１項及び第２項の厚生労働省令で定めるとき、安衛法第65条の３第１項から第３項までの規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件等を規定するとともに、改正法の施行に伴い令和６年改正省令を廃止することに伴う所要の改正等を行うものである。

第２　改正の要点

Ⅰ　改正法関係

（１）作業環境測定の定義を、作業環境の実態（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。以下同じ。）とするとともに、個人ばく露測定の定義を、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいうものとしたこと。（安衛法第２条第４号及び作環法第２条第３号関係）

（２）事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないこととしたこと。また、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う作業場における危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うこととしたこと。（安衛法第65条の３第１項から第３項まで関係）

これらの作業環境測定は、測定基準に従って行わなければならないこととしたこと。（安衛法第65条の３第４項関係）

（３）安衛法第65条の３の新設により、従来安衛法第22条、第57条の３第１項又は第65条の２第１項の規定により実施されていた測定は、安衛法第65条の３第１項から第３項までの規定による作業環境測定として位置づけ直されたこと。このうち、安衛法第65条の３第１項の規定による作業環境測定については、安衛法第119条第１号の規定により罰則が適用されること。（安衛法第65条の３第１項から第３項まで及び第119条第１号関係）

Ⅱ　整備政令関係

作環法第２条第４号に規定する安衛法第65条の３第１項から第３項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものとして、次に掲

げる作業場を規定したこと。（作環令第１条第２項関係）

（１）安衛法第65条の３第１項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの

（２）安衛法第65条の３第２項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの

（３）安衛法第65条の３第３項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

Ⅲ　整備省令関係

１　労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

（１）安衛法第65条の３第１項の厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるときとしたこと。（安衛則第42条の５関係）

ア　改善困難な第三管理区分作業場において労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき

イ　アによる測定を行った後、当該第三管理区分作業場において、６月以内ごとに１回、定期に、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき

ウ　金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等

（２）安衛法第65条の３第２項の厚生労働省令で定めるときは、安衛法第65条の２第１項の規定による改善措置の評価のための測定を行うときとしたこと。（安衛則第42条の６関係）

２　有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）の一部改正

ア　改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤の濃度の測定方法（有機則第28条の３の２第４項関係）

改善困難な第三管理区分作業場において、保護具の選定等を行うために有機溶剤の濃度の測定を行う場合には、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法（有機則第28条の３の２第４項第１号イ等に掲げる方法をいい、以下「イに掲げる方法」という。）又は作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第３条第１項第１号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であって厚生労働大臣が定めるもの（有機則第28条の３の２第４項第１号ロ等に掲げる方法をいい、以下「ロに掲げる方法」という。）により当該測定を行わなければならないこととし、

・　イに掲げる方法により当該測定を行う場合には、測定基準に従って当該測定を行うこととし、
・　ロに掲げる方法により当該測定を行う場合には、第三管理区分告示に従って当該測定を行うこととしたこと。

ただし、有機則第28条の３の２第３項の規定による測定（作業環境管理専門家が第三管理区分作業場を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、有機則第28条の３第２項の規定による測定）をロに掲げる方法により実施していた場合には、当該測定をもって有機則第28条の３の２第４項第１号における測定とすることができることとしたこと。

測定結果を踏まえた呼吸用保護具の選定については、測定の方法がイに掲げる方法又はロに掲げる方法のいずれであるかにかかわらず、第三管理区分告示の規定に基づき選定を行うこと。なお、改正後の第三管理区分告示の詳細は追って示すこととしているが、当該選定の方法は、現行の第三管理区分告示において示されている保護具の選定方法と同様の方法とする予定であること。

イ　改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤の濃度の測定実施者の要件（有機則第28条の３の４関係）

ａ　デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定士若しくは作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に実施させること。

ｂ　分析は、作環則別表第５号の作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士若しくは作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士であって、当該作業場の種類について登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。）又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関に実施させること。

（ア）　ａに定める者は、サンプリング（当該者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を行う場合には、都道府県労働局長（２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合は、厚生労働大臣。以下「都道府県労働局長等」という。）の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプリングに関する補助者の講習（以下「サンプリング補助者講習」という。）を修了した者に補助させることができる。

（イ）　ｂに定める者は、分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能

検定に合格した者（以下「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。

3　鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）の一部改正

鉛則、特化則及び粉じん則について、2に準じた改正を行うものとしたこと。

ただし、特化則第36条の2第1項に規定する物のうち、特定個人サンプリング法等対象特化物（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）別表第3第1号3若しくは6又は同表第2号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物をいう。以下同じ。）以外のものについては、ロに掲げる方法により測定を行う必要があること。

また、特化則第38条の21第2項又は第4項の規定により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、保護具の選定等を行うために空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行う場合には、イに掲げる方法により当該測定を行わなければならないこととし、当該測定を行う場合には、測定基準に従って当該測定を行うこととしたこと。（鉛則第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号、特化則第36条の3の2第4項第1号及び第5項第1号並びに第38条の21第2項及び第4項並びに粉じん則第26条の3の2第4項第1号及び第5項第1号関係）

4　作環則の一部改正

（1）安衛法第65条の3第1項に係る指定作業場

ア　作環令第1条第2項第1号の厚生労働省令で定めるものは、1（1）のア、イ又はウのときに労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場としたこと。（作環則第1条の2関係）

イ　作環令第1条第2項第2号の厚生労働省令で定めるものは、1の（2）のときに作業環境測定を行う作業場としたこと。（作環則第1条の3関係）

（2）安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により指定作業場について作業環境測定を行う者の要件

ア　安衛法第65条の3第1項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第3条の2関係）

（ア）　安衛法第65条の３第１項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a　デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させること。

b　分析は、第一種作業環境測定士のうち、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場の種類（特化則第38条の21第２項又は第４項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定（以下「溶接ヒュームの濃度測定」という。）を行う場合においては、同表第４号の作業場の種類）について登録を受けているものに実施させること。

（イ）　（ア）による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a　デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。

b　分析は、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場の種類（溶接ヒュームの濃度測定を行う場合においては、同表第４号の作業場の種類）について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類（溶接ヒュームの濃度測定を行う場合においては、同表第４号の作業場の種類）について指定を受けている指定測定機関に委託すること。

イ　安衛法第65条の３第２項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第３条関係）

安衛法第65条第１項の規定による作業環境測定の実施者の要件と同様の要件を規定したこと。

ウ　安衛法第65条の３第３項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第３条の３関係）

（ア）　安衛法第65条の３第３項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a　デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させること。

b　分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、それぞれ厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させること。

（イ）　（ア）による作業環境測定を行うことができないときは、次に

定めるところによらなければならないものとしたこと。

a　デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。

b　分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、(ア)のｂに規定する者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

（３）作環法第４条第３項の規定によりサンプリング又は分析の業務を補助する者（以下「補助者」という。）の業務及び要件

ア　作環法第４条第３項の個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものは、指定作業場について行う個人ばく露測定の業務のうち、次に掲げるものとしたこと。（作環則第３条の４関係）

（ア）　サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務

（イ）　分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、一級化学分析技能士が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務

イ　作環法第４条第３項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者としたこと。（作環則第３条の５関係）

（ア）　サンプリングについては、サンプリング補助者講習の修了者

（イ）　分析については、一級化学分析技能士

（４）作業環境測定士となることができる者の資格（作環則第５条及び第５条の２の２関係）

ア　改正法において、作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えることとしたことを踏まえ、改正後の作環法第５条の厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験として、改正法等による改正前に当該受験資格として定められていた労働衛生の実務に従事した経験年数と同様の年数を規定したこと。

イ　個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であって、試験に合格していない者等は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有するものとしたこと。

（５）作業環境測定士等の登録事項（作環則第６条第１項第５号及び第６号、第52条並びに様式関係）

作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を追加し、作業環境測定士の登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること」を追加するとともに、関連する様式を整備したこと。

（６）登録サンプリング補助者講習機関等に係る手続等（作環則第51条の10から第51条の25まで及び様式関係）

ア　サンプリング補助者講習を行う機関の登録に係る手続等に係る規定及び様式を新設したこと。なお、サンプリング補助者講習の講習内容については、別途告示を定める予定であること。

イ　個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに係る登録講習機関の様式を整備したこと。

（７）作業環境測定機関による作業環境測定の実施（作環則第61条、第61条の２及び第61条の３関係）

指定作業場について安衛法第65条の３第１項から第３項までの規定により行う作業環境測定については、作環則第３条を改正し、並びに作環則第３条の２及び第３条の３を新設し、事業者が使用する作業環境測定士に当該作業環境測定を実施させることができないときは、作業環境測定機関等に委託しなければならないこととされた。これを受け、委託を受けた作業環境測定機関が、指定作業場について安衛法第65条の３第１項から第３項までの規定による作業環境測定を行うときは、作環則第61条から第61条の３までの規定に定めるところによらなければならないこととしたこと。

５　令和６年改正省令の廃止

改正法による作環法第２条第４号の改正等に伴い、安衛法22条に基づき第三管理区分等における測定の実施者の要件等を規定していた令和６年改正省令を廃止する。

Ⅳ　ＯＨ告示

Ⅲの４（４）イの個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者として、公益社団法人日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者（以下「オキュペイショナルハイジニスト等」という。）を定めたこと。

Ⅴ　施行日及び適用日並びに準備行為及び経過措置

（１）改正法、整備政令、整備省令及びＯＨ告示については、令和８年10月１日から施行又は適用すること。ただし、Ⅴの（３）から（７）まで、(10)、(11) 及び (14) については、令和８年８月１日から、Ⅴの（２）、（８）、（９）、（12）及び（13）については、令和８年９月１日から施行すること。

（２）整備省令により令和６年改正省令を令和８年９月１日に廃止することとする。ただし、その廃止の際現に令和６年改正省令附則第３条第２項の規定による登録を受けている者(以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）については、当該登録を受けた日から起算して５年を経過する日までの間は、令和６年改正省令第５条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「令和６年改正後旧登録省令」という。）第１条の２の44の17に規定するデザイン等講習（（３）において「デザイン等講習」という。）又はサンプリング講習（（４）において「サンプリング講習」という。）に係る業務を引き続き行うことができること。（附則第３条第１項関係）

また、令和６年通達は、本通達により廃止する。ただし、整備省令附則第３条の経過措置により旧登録個人ばく露測定講習機関が行う業務等については、なお従前の例による。

なお、旧登録個人ばく露測定講習機関は、令和６年改正後旧登録省令第１条の２の44の20の規定による登録の更新を行うことができないこと。（附則第３条第２項関係）

（３）令和８年９月１日前に令和６年改正省令附則第４条第２項の規定により行われたデザイン等講習又は同日以降に旧登録個人ばく露測定講習機関が行うデザイン等講習（以下「旧デザイン等講習」という。）は、作環則第６条第１項第５号イに規定する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する科目（以下「個人ばく露測定の科目」という。）とみなすこと。（附則第４条第１項関係）

（４）令和８年９月１日前に令和６年改正省令附則第４条第２項の規定により行われたサンプリング講習又は同日以降に旧登録個人ばく露測定講習機関が行うサンプリング講習（以下「旧サンプリング講習」という。）は、サンプリング補助者講習とみなすこと。（附則第４条第２項関係）

（５）旧デザイン等講習の修了証は、個人ばく露測定の科目の修了証とみなすこと。（附則第５条関係）

（６）旧サンプリング講習の修了証は、サンプリング補助者講習の修了証とみなすこと。（附則第６条関係）

（７）作業環境測定士が令和８年10月１日前に旧デザイン等講習又は個人ばく

露測定の科目を修了した場合は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができることについて、同日前においても、作業環境測定士登録証の書換えの申請を行うことができること。（附則第７条第１項関係）

また、作業環境測定機関について、同日前であっても、作業環境測定機関の登録の申請及び登録証の書換えの申請並びに業務規程の届出（変更の届出を含む。）を行うことができること。（附則第７条第２項から第５項まで関係）

（８）個人ばく露測定の科目を行う登録講習機関としての登録を受けようとする者は、令和８年10月１日前であっても、都道府県労働局長等に対して当該登録の申請を行うことができること。（附則第８条第１項関係）

また、当該登録を受けた者については、同日前においても、個人ばく露測定の科目を行うに当たって必要な業務規程の届出等を行うことができること。（附則第８条第３項関係）

（９）（８）の登録を受けた登録講習機関は、令和８年10月１日前に個人ばく露測定の科目を実施する場合は、同日前においても、個人ばく露測定の科目を実施する計画を作成し、当該計画に基づいて実施しなければならないこと。（附則第９条第１項関係）

また、同日前に個人ばく露測定の科目を実施した場合は、同日前においても、講習修了証の交付及び再交付並びに帳簿の作成、保存及び引継ぎ等を行わなければならないこと。（附則第９条第２項から第４項まで関係）

(10) 作環則第６条第１項第５号又は第６号に掲げる区分に該当する者（(14)の適用を受ける者を除く。）は、令和８年10月１日前においても、当該区分に応じた登録事項について、作環則第７条の規定の例により、作環法第７条の登録を申請することができること。（附則第10条第１項関係）

また、オキュペイショナルハイジニスト等であって、既に作業環境測定士としての登録を受けている者は、令和８年10月１日前においても、作環則第６条第１項第５号に定める事項について、登録証の書換えを申請することができること。（附則第10条第２項関係）

(11) 指定登録機関が作環則第６条第１項第５号又は第６号に定める事項について作業環境測定士登録証の交付又は書換えを行うに当たって、当該指定登録機関は、令和８年10月１日前においても、登録事務規程の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の申請を行うことができること。（附則第11条第１項関係）

また、この場合において、登録事務規程の認可を受けた指定登録機関が交付する作業環境測定士登録証は、同日前においても、整備省令による改正後の作環則様式第２号によるものとすること。（附則第11条第２

項関係）

(12) 作環則第３条の５の登録を受け、サンプリング補助者講習を行おうとする者は、令和８年10月１日前においても、作環則第51条の10の規定の例により、都道府県労働局長等に対して登録の申請を行うことができること。（附則第12条第１項関係）

また、当該登録を受けた者については、同日前においてもサンプリング補助者講習を行うに当たって必要なサンプリング補助者講習の実施計画の届出等を行うことができることとしたこと。（附則第12条第３項関係）

(13) (12) の登録を受けた作環則第51条の14に規定する登録サンプリング補助者講習機関は、令和８年10月１日前にサンプリング補助者講習を実施する場合は、同日前においても、サンプリング補助者講習を実施する計画を作成し、当該計画に基づいて実施しなければならないこと。また、同日前にサンプリング補助者講習を実施した場合においては、同日前においても、サンプリング補助者講習修了証の交付及び再交付並びに帳簿の作成、保存、引渡し及び引継ぎ等を行わなければならないこと。（附則第13条関係）

(14) 令和８年10月１日時点で整備省令による改正前の作環則第５条第１項第２号若しくは第３号に該当する者又は改正前の作環則第５条の２の規定により第二種作業環境測定士の資格を有している者に該当していた者については、作環則第６条第１項第５号に定める事項に係る登録の申請又は登録証の書換えの申請をするためには、旧デザイン等講習若しくは個人ばく露測定の科目を修了すること又はＯＨ告示に定めるオキュペイショナルハイジニスト等に該当する必要があること。（附則第14条関係）

第３　細部事項

Ⅰ　改正法関係（安衛法第65条の３等関係）

安衛法第65条の３第１項の規定による作業環境測定は、安衛則第42条の５各号の規定により、改善困難な第三管理区分作業場又は金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、保護具の選定等のために、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定としたこと。安衛法第65条の３第２項の規定による作業環境測定は、安衛則第42条の６の規定により、当該作業場の作業環境を改善するため必要な措置を講じたときに、その効果を確認するために行う測定としたこと。

また、安衛法第65条の３第３項の「必要に応じて」とは、リスクアセスメント指針及び技術上の指針に基づく以下の場合が含まれること。

（１）リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために屋内作業場において個

人ばく露測定を行う場合

（２）リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されているものについて、労働者が当該物にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合

（３）リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されていないものについて、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合

なお、安衛法第65条の３第１項及び第３項の規定による作業環境測定は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められる測定である一方、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、これらの規定による当該作業環境測定に含まれないものであること。

Ⅱ　整備省令関係

１　有機則、鉛則、特化則及び粉じん則（以下「有機則等」という。）関係（有機則第 28 条の３の２第４項及び第５項並びに有機則第 28 条の３の４等関係）

（１）改正前の有機則第 28 条の３の２等の規定においては、改善困難な第三管理区分作業場について、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定その他の方法による測定(個人サンプリング測定等)により、有機溶剤等の濃度を測定しなければならないとされていたが、今般の改正により、イに掲げる方法又はロに掲げる方法のいずれかにより有機溶剤等の濃度を測定しなければならないものとしたこと。

（２）改正前の有機則第 28 条の３の２等では、改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤等の濃度の測定の方法について、第三管理区分告示において、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法及びＡＢ／ＣＤ測定の手法を用いた測定方法が示されていたところ、イに掲げる方法が前者の方法、ロに掲げる方法が後者の方法に該当し、今般の改正によって、改正前の有機則第 28 条の３の２等で定めていた測定方法の内容を実質的に変更するものではないこと。

（３）イに掲げる方法による測定については、整備省令の施行前においては安衛法第 22 条に基づき有機則等において定められていた測定であり、第三管理区分告示において定める測定方法によらなければならないこととされていたものであるが、今般の改正により、当該測定は、安衛法第 65 条の３第１項の規定による作業環境測定となることから、同条第４項の規定により、測定基準に従って行われなければならないものであること。

（４）ロに掲げる方法による測定については、改正後も引き続き安衛法第 22 条の規定に基づく措置としての測定であり、引き続き第三管理区分告示に

従って行われなければならないものであること。

（５）イに掲げる方法による測定は、安衛法第 65 条の３第１項の規定による作業環境測定となり、作環法第３条等の規定により、作業環境測定士等による実施が義務付けられる一方、ロに掲げる方法による測定についても、労働者に有効な呼吸用保護具を選定するためにその精度を担保する必要があることから、有機則第 28 条の３の４等の規定により、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定士等に測定を実施させることとしたこと。

（６）特定化学物質に関する測定については、特化則第 36 条の２第１項に規定する物のうち、特定個人サンプリング法等対象特化物以外のものの濃度の測定を行う場合については、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定が困難であることから、ロに掲げる方法に限定しているものであること。なお、有機則第 28 条の３の４第２項及び第３項等に規定する補助者の要件は、イに掲げる方法のデザイン及びサンプリングの業務の補助者の要件と同様であり、その内容については２（２）を参照すること。

（７）金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場における測定については、金属アーク告示において、従来も労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定方法のみが示されていたところ、今般の改正により、当該測定は安衛法第 65 条の３第１項の規定による作業環境測定となることから、同条第４項の規定により、測定基準に従って行わなければならないこととなること。なお、測定基準においても、従来金属アーク告示において定めていた測定方法と同様の測定方法を定めることとしているため、当該測定の測定方法について、実質的な変更はないこと。

２　作環則関係

（１）作業環境測定の実施者等（作環則第３条、第３条の２及び第３条の３関係）

作環則第３条の３第１項第２号の厚生労働大臣が定める要件については、追って告示を制定する予定であること。

（２）補助者の業務及び要件（作環則第３条の４及び第３条の５関係）

ア　整備省令第10条により廃止される令和６年改正省令による改正後の有機則等の規定においては、旧登録個人ばく露測定講習機関が行う旧サンプリング講習を修了することにより、旧登録個人ばく露測定講習機関が行う旧デザイン等講習を修了した作業環境測定士からサンプリングごとに指定する方法によりサンプリングの業務を行うことができるとされていたが、今般、改正法及び整備省令により作環法第４条第３項及び有機則第28条の３の４が新設されたこと等により、旧サンプリング講習の修

了者については、有機則第28条の３の２第４項第１号の測定等に係るサンプリングのサンプリング業務を補助する者として改められたものであること。なお、旧サンプリング講習の修了者は、整備省令附則に定める経過措置により、サンプリング業務の補助者として認められること。

イ　作環則第３条の４の「サンプリングごとに指定する方法」を書面で指定する場合に用いる標準的な様式は、別紙１に示すとおりであること。なお、サンプリングごとに指定する方法が、適切な請負の範囲内として認められるかどうかは、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）に基づき実態に即して判断されるものであることに留意すること。また、サンプリングの補助者がサンプリングの実施結果等を作業環境測定士に対して書面で報告する場合に用いる標準的な様式は、別紙２及び別紙３に示すとおりであること。

ウ　サンプリングが終了した試料採取機器の回収・保存、分析機関への送付等の職務は、サンプリング方法を指定した作業環境測定士が行う必要があること。また、試料採取機器の回収等の際、当該作業環境測定士は、サンプリングの実施結果等を書面で確認するほか、必要に応じ、サンプリングを行ったサンプリングの業務の補助者（以下「サンプリング補助者」という。）に対して、サンプリングの実施状況やサンプラーの捕集状況等の聞き取り等を行うこと。なお、サンプリング補助者の業務には、作環則第３条の４に掲げる業務のほか、サンプリング終了時の測定対象者からの試料採取機器の取り外し、作業環境測定士に試料採取機器を引き渡すまでの間、試料採取機器の保存を行うこと等が含まれること。

エ　分析の業務について、整備省令第10条において廃止される令和６年改正省令による改正後の有機則等の規定においては、一級化学分析技能士が、自らが所属する事業場で採取された試料を分析することができることが規定されていたが、今般、改正法及び整備省令により作環法第４条第３項及び有機則第28条の３の４が新設されたこと等により、一級化学分析技能士は、作業環境測定士が行う分析の業務の補助をすることができることに改められたこと。一級化学分析技能士に補助させることができることとしたのは、自らの事業場で普段から分析している物質を分析する分には、所定の方法を正確に遂行する蓋然性が比較的高いと考えられるためであること。

オ　作業環境測定士は、分析の業務を一級化学分析技能士に補助させる場合には、当該一級分析技能士に対し、分析ごとに適切な分析方法を指定し、当該一級分析技能士は作業環境測定士が分析ごとに指定する方法により分析の業務を補助するものであること。なお、分析ごとに指定する方法とは、前処理方法、分析機器、分析方法等を指定することが考えられ

ること。

カ　一級化学分析技能士が実施できる分析方法とは、一級化学分析技能士の試験科目及びその範囲として能開則別表第12に規定されている重量分析の方法及び機器分析の方法をいうものであること。具体的な方法は、化学分析技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目において定められているため、留意すること。

（３）作業環境測定士の実務経験の取扱い（作環則第５条及び第 15 条関係）

ア　作環則第５条及び第 15 条の改正は、作業環境測定士試験の受験要件として定められていた労働衛生の実務に従事した経験を作環法第５条の作業環境測定士となる資格を有する要件に移し、作業環境測定士試験を受験しやすくする趣旨であり、当該改正により、作業環境測定士試験の際に学歴等に加えて実務要件が必要とされていた者については、当該試験の際には実務要件が必要なくなり、作業環境測定士の登録の申請までに必要な実務経験を充足すればよいこととなること。

イ　作環則第 15 条第８号の規定により「８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する」ことをもって作業環境測定士試験を受験する者については、作環則第５条第１項第５号において登録の申請の際にも８年の実務経験の要件を定めているが、これは受験時に求めた８年以上労働衛生の実務に従事した経験があればよく、それ以上の実務経験を求める趣旨ではないこと。

ウ　試験受験の際に用いた学歴等と、作業環境測定士の登録の申請の際に用いる学歴等が異なる場合には、試験合格後の当該登録の申請の際までに、当該登録の申請の際に用いる学歴等に応じた実務経験を満たしている必要があること。

（４）オキュペイショナルハイジニスト等の取扱い（作環則第５条の２の２及びＯＨ告示関係）

ア　個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者として、オキュペイショナルハイジニスト等を定めたこと。これは、オキュペイショナルハイジニスト等の職務には、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれており、旧デザイン等講習又は個人ばく露測定の科目を修了した第二種作業環境測定士と同等以上の能力を有すると認められるためであること。なお、この改正は、オキュペイショナルハイジニスト等の職務を個人ばく露測定に限定する趣旨ではないこと。

イ　作環則第５条の２の２の規定より、オキュペイショナルハイジニスト等であって、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士として作環則第６条第１項第６号の登録を受けた者は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリング

以外の業務（ＡＢ／ＣＤ測定及び分析の業務）を行うことはできないこと。

なお、同号の登録を受けた者であっても、別途、作業環境測定士試験に合格後、講習を修了し、必要な年数の労働衛生の実務に従事した経験を得ること等により、第一種作業環境測定士としての登録又は第二種作業環境測定士登録証の書換えを受けた場合には、作環則第５条２の２以外の規定により作業環境測定士となった者と同様に、ＡＢ測定等を行うことが可能となること。

（５）登録事項の変更届の提出時期（作環則第５条の８、第５条の14、第17条の７及び第17条の16関係）

作環則第５条の８及び第17条の７に規定する登録大学等及び登録試験免除講習機関の登録事項の変更の届出については、従来は変更しようとする日の２週間前までに行わなければならないとしていたが、改正法等によりインターネットの利用その他の適切な方法による公示が可能となったことから、変更の日から２週間以内に届け出ることとしたこと。

（６）個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの登録区分について（作環則第６条第１項第５号及び第６号並びに第52条第３号関係）

ア　作環則第６条第１項第５号及び第52条第３号関係

改正法により個人ばく露測定が従来の作業環境測定に加えて新たに作業環境測定に位置づけられたことから、作環則第６条第１項第５号及び第52条第３号において、作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録区分に、「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を新たに登録区分として追加したこと。

作環則第６条第１項第５号イは、作環法第５条の作業環境測定士講習の講習科目のうち、個人ばく露測定の科目を修了した者に対して、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

同号ロは、以下の者について、個人ばく露測定の科目を修了せずとも、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

- 作環則第５条の２の２以外の規定により作業環境測定士となる資格を有し、既に作業環境測定士としての登録を受けている者のうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者
- 作業環境測定士試験に合格している者であって、未だ作業環境測定士の登録を受けていないもののうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者
- 作業環境測定士試験の全科目が免除され、作業環境測定士講習（個人ばく露測定の科目を除く。）を修了した者であって、未だ作業環境

測定士の登録を受けていないもののうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者

同号ハは、厚生労働大臣による認定により作業環境測定士の資格を有する者及び登録大学等の卒業により第二種作業環境測定士としての資格を有する者について、個人ばく露測定の科目を修了せずとも、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

イ　作環則第６条第１項第６号関係

作環則第６条第１項第６号は、作環則第５条の２の２の規定により個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有する者が登録を受ける区分として、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングの実施に限った区分を新設するものであること。

なお、作業環境測定士の登録の申請を行う際に、様式第１号の⑬欄に記入する、作業環境測定士となる資格を有する理由については、オキュペイショナルハイジニスト等においては、例えば、「作業環境測定士試験には合格しておらず、公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニストの資格を有する。」があること。

（７）作業環境測定士の登録又は書換えの手続（作環則第７条第２項及び第９条関係）

従来、作業環境測定士の登録又は書換えの申請時には、作業環境測定士試験合格証、登録講習修了証等を都道府県労働局長に対して提示することが義務付けられていたが、オンライン手続に対応した方法に改正する趣旨から、合格書等又はその写し等を添付することで当該申請ができるようにしたものであること。また、作環則第７条第２項の「これらに代わるべき書類」については、例えば、医師免許証の写し、公益社団法人日本作業環境測定協会の発行するオキュペイショナルハイジニストの認定証の写し等が想定されること。なお、当該登録の申請に当たっては、申請者の写真の添付を従来求めていたものであるが、これを不要としたこと。

（８）登録サンプリング補助者講習機関に係る手続等（作環則第51条の10から第51条の25まで及び様式関係）

令和６年改正省令においては、旧サンプリング講習を修了した者が、作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法によってサンプリングの業務を行うことができることが予定されていたが、今般、整備省令において新設したサンプリング補助者として改められたことから、令和６年改正省令に規定された登録省令における旧登録個人ばく露測定講習機関の手続等に関する規定と同様の規定を登録サンプリング補助者講習機関の手続等の規定として作環則第51条の10から第51条の25ま

でに新設したこと。

登録サンプリング補助者講習機関が行うサンプリング補助者講習の講習科目の細目については、追って告示を制定する予定である。

（９）登録講習の受講の手続（作環則様式第８号関係）

様式第８号備考５は、同様式の④欄（受けようとする科目）のうち３（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人ばく露測定に係るものに限る。））については、それを単独で受講することはできず、３と４（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。））を同時に受講するか、既に４を受講済みの者のみが受講することができることを規定した趣旨であること。

また、２（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。））についても同様に、２と４を同時に受講するか、既に４を受講済みの者でなければ受講できないこと。

３　附則関係（附則第２条、第４条、第５条、第６条、第７条、第10条及び第14条関係）

（１）安衛法第65条の３第１項に基づき実施する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの手法は、廃止する令和６年改正省令において安衛法第22条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るデザイン及びサンプリングの手法と同様であることから、附則第４条第１項において、旧デザイン等講習を個人ばく露測定の科目とみなすものであること。

（２）安衛法第65条の３第１項に基づき実施する個人ばく露測定に係るサンプリングの手法は、廃止する令和６年改正省令において安衛法第22条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るサンプリングの手法と同様であることから、附則第４条第２項において、旧サンプリング講習をサンプリング補助者講習とみなすものであること。

（３）附則第５条は、（１）のとおり旧デザイン等講習を個人ばく露測定の科目とみなすことから、旧デザイン等講習の講習修了証を個人ばく露測定の科目の講習修了証とみなすことにより、作環則第６条第１項第５号に定める事項について作業環境測定士の登録の申請又は登録証の書換えの申請を行うにあたり、旧デザイン等講習の講習修了証を、登録事項（書換えの申請にあっては、変更後の登録事項）を証する書面として使用することができることとする趣旨であること。

（４）附則第６条は、（２）のとおり、旧サンプリング講習をサンプリング補助者講習とみなすことから、旧サンプリング講習の修了証をもってサン

プリング補助者の資格を有することを証することができることとする趣旨であること。

（５）附則第７条第１項は、（３）における登録証の書換えの申請を、令和８年10月１日前であっても行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第２条第３項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

（６）附則第７条第２項は、（５）に関連して、作環則第52条第３号に定める事項に係る作業環境測定機関の登録証の書換えの申請を、令和８年10月１日前であっても行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第２条第３項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

（７）附則第10条第１項は、附則第14条の適用を受ける者を除き、作環則第６条第１項第５号又は第６号に掲げる区分に該当する者については、令和８年10月１日前であっても、作業環境測定士の登録の申請を行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第２条第３項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

（８）附則第10条第２項は、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有しており、既に作業環境測定士の登録を受けている者は、令和８年10月１日前であっても、作業環境測定士登録証の書換えを行い、登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を追加することができることとする趣旨であること。なお、既に作業環境測定士の登録を受けている者は、作環則第６条第１項第６号に定める「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること」について登録を受けることができないことに留意すること。

（９）附則第14条は、令和８年10月１日以前においては、作環則第５条第２項第３号及び第４号に掲げる者については、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する知識及び技能を有するか否かを含めて認定されておらず、また、第５条の２に掲げる者については、別途改正する予定の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法（平成21年厚生労働省告示第145号）により定められた科目を登録大学等で修了していないため、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けるには、旧デザイン等講習若しくは個人ばく露測定の科目の修了又はオキュペイショナルハイジニスト等の資格を有することが必要となる趣旨であること。

なお、附則第14条に関連して、同条の規定の適用を受けない、令和８

年10月１日以降に作環則第５条第２項第３号及び第４号の規定により厚生労働大臣が認定する者とは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する知識及び技能を有するか否かを含めて認定されること。また、令和８年10月１日以降に作環則第５条の２の規定により登録大学等を卒業する者は、別途改正する予定の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法により定められた科目を登録大学等で修了することとなる。これらのことから、作環則第６条第１項第５号ハの規定により、これらの者は、個人ばく露測定の科目の受講等を要することなく、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けることができることとする趣旨であること。

別紙１

サンプリング方法指定書

年　月　日に　　事業場（所在地：　　）で行う測定のサンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間数	測定対象者（所属部署）	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱い上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数 ポンプの台数 捕集器具の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考

※測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えると考えられる出来事についてはその内容を記録すること。
※粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。
※ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。
※サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

作業環境測定士：　　（所属：　　）
連絡先：
電子メールアドレス：　　@

【記載例】サンプリング方法指定書

令和〇年〇月〇日に〇〇事業場（所在地：〇〇県〇〇市〇〇〇〇　　）で行う測定のサンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間数	測定対象者（所属部署）	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱い上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数 ポンプの台数 捕集器具の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	８時間（昼休憩時間を除く。）	A氏、B氏（所属部署）	粉じん	GS-3 サイクロン サンプラーはできるだけ垂直を保つこと	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect 2.75 L/min	サイクロン： ２セット ポンプ：2 台 ホース：2 本	サンプラーを垂直に保ち常温で保管する。	測定対象者が喫煙する場合は、喫煙中はポンプを停止すること。
洗浄作業場	トリクレンによる製品の超音波洗浄	８時間（昼休憩時間を除く。）	C氏、D氏（所属部署）	トリクロロエチレン	球状活性炭チューブ 258A サンプラーはできるだけ垂直を保つこと また、午前と午後とで別の活性炭チューブを使用すること	パーソナルミニポンプ PMP-001 型 100 mL/min	活性炭チューブ： 6 本 チューブカバー： 3 本 ポンプ：3 台 ホース：3 本 ※予備１セット	球状活性炭チューブの両端にキャップをして、冷暗所で保管する。	ホースが外れるなど異常が発生した場合は、サンプリング時間は短くなるが、再度準備して測定を実施すること。
メッキ作業場	製品の硬質クロムメッキ	８時間（昼休憩時間を除く。）	E氏、F氏（所属部署）	重クロム酸及びその塩	ミゼットインピンジャー 捕集液：精製水 5 mL 捕集液は、4～6 mL を保つように補充すること サンプラーはできるだけ垂直を保つこと	エアーサンプリングポンプ GilAir PLUS 3.0 L/min	ミゼットインピンジャー：2 セット ポンプ：2 台 ホース：2 本	ミゼットインピンジャーの試料採取口及び吸引ポンプ接続口にキャップをして、常温で保管する。	ポンプ側への捕集液吸込みが見られたら、サンプリングを中止して、欠損データとして取扱うこと。
組立作業場	製品への接着剤塗布	８時間（昼休憩時間を除く。）	G氏、H氏（所属部署）	アセトン、メチルエチルケトン	有機ガスモニター 3500+ サンプラー表面を被服等で隠さないこと	－	有機ガスモニター：3 セット ※予備１セット	サンプラーのキャップを閉めて乾燥剤とともにアルミ袋に入れ、シーラー棒でアルミ袋を密閉し、冷暗所で保管する。	

※測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えると考えられる出来事についてはその内容を記録すること。
※粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。
※ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。
※サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

令和△年　△月　　△日

株式会社〇〇〇代表取締役社長　□□　□□　殿

作業環境測定士：〇〇 〇〇　　（所属：△△△△△△）
連　　絡　　先：XXX-XXXX-XXXX
電子メールアドレス：　　@

サンプリング実施結果報告書

別紙２

年　月　日付けサンプリング方法指定書に基づき、　　事業場（所在地：　　）で行った測定のサンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者（所属部署）	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項（作業状況等）

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

サンプリング補助者：　　（所属：　　）
連　　絡　　先：
電子メールアドレス：　　@

【記載例】サンプリング実施結果報告書

令和〇年〇月〇日付けサンプリング方法指定書に基づき、〇〇事業場（所在地：〇〇県〇〇市〇〇〇〇　　）で行った測定のサンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者（所属部署）	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項（作業状況等）
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	9:00～10:00 10:10～12:00 13:00～15:00 15:10～18:00 ※作業に従事する全時間でサンプリングを実施	○○℃ △△％ ～□ m/s	A氏 （所属部署）	GS-3 サイクロン （識別番号：No,1）	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect （識別番号：No,1） 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	・サンプリング中に喫煙の申し入れがあったため、喫煙中の 20 分間はポンプを停止した。 ・定常作業であった。
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	8:00～12:00 13:00～17:00	●●℃ ▲▲％ ～■ m/s	B氏 （所属部署）	GS-3 サイクロン （識別番号：No,2）	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect （識別番号：No,2） 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	定常作業であった。

令和〇年　　〇月　　〇日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

サンプリング補助者：〇〇 〇〇　　（所属：△△△△△△）
連　　絡　　先：XXX-XXXX-XXXX
電子メールアドレス：　　@

測定実施時の作業状況等の記録　（　　年　　月　　日）

別紙３

作業場の名称		測定対象者 （所属部署）	

時刻	作業場所	作業内容

設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要

〔設備、排気装置の稼働状況〕

〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕

〔その他特記事項 〕

測定実施時の作業状況等の記録　　（　　年　　月　　日）

作業場の名称	ショットブラスト作業場	測定対象者 （所属部署）	A氏 （所属部署）

時刻	作業場所	作業内容
8:00～9:00	ショットブラストNo.1	朝礼（8:00～8:10）
9:00～10:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩（10:00～10:10）
10:00～11:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬
12:00～13:00	昼休み	
13:00～14:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬
14:00～15:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬
15:00～16:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩（15:00～15:10）
16:00～17:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬
17:00～18:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 終礼（17:50～18:00）

設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要

〔設備、排気装置の稼働状況〕
ショットブラスト装置：４台稼働
局所排気装置：全ての局所排気装置が作業中、常時稼働

〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕
出入口：開
窓：開
気流の状態：隣接する作業場からショットブラスト作業場に、粉じんを含む気流の流入あり。

〔その他特記事項 〕
ショットブラスト装置および局所排気装置にトラブルはなく、作業は定常状態で行われた。
部品を載せたパレットは、パレットトラックにより人力で運搬。

別添２

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法に基づく
化学物質による労働災害防止のための自律的管理について

Point!

最新の法改正にも対応
「何を対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすくご紹介します。

開催日・会場

【北海道】 10月15日(木) 札幌市教育文化会館
【 大 阪 】 10月26日(月) グランキューブ大阪
【 福 岡 】 12月2日(水) 博多国際展示場＆カンファレンスセンター
【 愛 知 】 1月22日(金) ウインク愛知
【 東 京 】 2月2日(火) KFC Hall&Rooms

＼＼全国47都道府県で開催!! 詳細は裏面をご覧ください／／

定員

対面 **100** 名（一部オンライン併用予定）

※募集人数多数の場合、
抽選とさせていただく可能性があります。

対象

化学物質管理者、事業主等

参加無料!!

主な説明内容

- ☑ 自律的管理の背景と必要性
- ☑ 自律的管理のポイント
- ☑ 2025年の法改正内容
- ☑ 災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務

職場での化学物質管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、化学物質の譲渡・提供者が危険性・有害性情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者がその情報をもとにリスクアセスメントを実施して、ばく露低減措置を適切に実施する制度（自律的管理）が2024年4月から全面的に施行されています。2026年4月にはその対象物質は約2,900物質まで拡大されました。

また、2025年に公布された労働安全衛生法等の改正法では、危険性・有害性情報の通知（SDSの交付）義務違反に対する罰則（令和12年4月施行）、労働者が化学物質にばく露している程度を把握するための個人ばく露測定は作業環境測定士が行うこと（令和8年10月施行）などが規定されました。

この説明会では、化学物質管理者の方を中心に、自律的管理のポイントや2025年の法改正内容を分かりやすく解説します。ぜひご参加ください。

申込先

https://forms.gle/9qbxUK14qTwuJE886

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます!

問合せ先

厚生労働省委託事業 労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局
（受託者：三松堂ホールディングス株式会社）
メールアドレス：j-saito@sanshodo.co.jp　電話番号：03-6823-5362　担当者：齋藤

都道府県	日付	時間	会場 / 住所
北海道	10/15（木）	15:00〜17:00	札幌市教育文化会館 札幌市中央区北１条西 13 丁目 7
青森	8/27（木）	14:00〜16:00	八戸市福祉公民館 八戸市類家４丁目 3-1
岩手	8/28（金）	14:00〜16:00	フラップいわて 盛岡市みたけ３丁目 38-20
宮城	8/26（木）	14:00〜16:00	東京エレクトロンホール宮城 仙台市青葉区国分町３丁目 3-7
秋田	9/1（火）	16:00〜18:00	秋田拠点センター ALVE 秋田市東通仲町 4-1
山形	9/2（水）	14:00〜16:00	生涯学習センター遊学館 山形市緑町１丁目 2-36　遊学館２階
福島	8/31（月）	15:00〜17:00	コラッセふくしま 福島市三河南町１番 20 号
茨城	10/7（水）	14:00〜16:00	水戸市民会館 水戸市泉町１丁目７番１号
栃木	10/20（火）	14:00〜16:00	総合文化センター 宇都宮市本町 1-8
群馬	11/26（木）	14:00〜16:00	G メッセ群馬 高崎市岩押町 12-24
埼玉	12/14（月）	14:00〜16:00	ソニックシティ市民ホール さいたま市大宮区桜木町１丁目 7-5　４階
千葉	2/3（水）	14:00〜16:00	市川市文化会館 市川市大和田 1-1-5
東京	2/2（火）	14:00〜16:00	KFC Hall&Rooms 墨田区横網１丁目 6-1
神奈川	9/25（金）	14:00〜16:00	産業振興センター 横浜市中区尾上町 5-80
新潟	11/25（水）	14:00〜16:00	朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島６番１号
富山	11/18（水）	14:00〜16:00	富山国際会議場 富山市大手町１番２号
石川	11/17（火）	14:00〜16:00	金沢市文化ホール 金沢市高岡町 15-1
福井	11/16（月）	14:00〜16:00	AOSSA 福井県福井市手寄１丁目 4-1
山梨	10/22（木）	14:00〜16:00	リッチダイヤモンド総合市民会館 甲府市青沼３丁目 5-44　２階
長野	10/1（木）	14:00〜16:00	生涯学習センター 長野市鶴賀 1271-3
岐阜	1/21（木）	14:00〜16:00	岐阜文化センター 岐阜市金町５丁目 7-2
静岡	12/18（金）	14:00〜16:00	グランシップ 静岡市駿河区東静岡２丁目 3-1
愛知	1/22（金）	14:00〜16:00	ウインク愛知 名古屋市中村区名駅４丁目 4-38
三重	10/9（金）	14:00〜16:00	三重総合文化会館 津市一身田上津部田 1234
滋賀	9/9（水）	14:00〜16:00	ピアザ淡海 大津市におの浜１丁目 1-20　２階
京都	10/27（火）	14:00〜16:00	京都テルサ東館 京都市南区東九条下殿田町 70
大阪	10/26（月）	14:00〜16:00	グランキューブ大阪 大阪市北区中之島５丁目 3-51　２階
兵庫	12/10（木）	14:00〜16:00	兵庫県学校厚生会 神戸市中央区北長狭通 4-7-34
奈良	10/8（木）	14:00〜16:00	奈良県コンベンションセンター 奈良市三条大路１丁目 1-691-1
和歌山	1/8（金）	14:00〜16:00	和歌山城ホール 和歌山市七番丁 25-1
鳥取	9/16（水）	14:00〜16:00	米子市文化ホール 米子市末広町 293
島根	9/17（木）	14:00〜16:00	松江テルサ 松江市朝日町 478-18
岡山	11/11（水）	14:00〜16:00	岡山国際交流センター 岡山市北区奉還町２丁目 2-1
広島	11/12（木）	14:00〜16:00	RCC 文化センター 広島市南区松原町 9-1　６階
山口	12/3（木）	14:00〜16:00	海峡メッセ下関 下関市豊前田町３丁目 3-1
徳島	1/12（火）	14:00〜16:00	あわぎんホール 徳島市藍場町２丁目 14
香川	1/13（水）	14:00〜16:00	サンポートホール高松 高松市サンポート 2-1
愛媛	1/18（月）	14:00〜16:00	TKP 松山市駅前カンファレンスセンター 松山市千舟町 4-3-7　２階
高知	1/19（火）	14:00〜16:00	高知県教育会館 高知市丸ノ内２丁目 1-10
福岡	12/2（水）	14:00〜16:00	博多国際展示場＆カンファレンスセンター 福岡市博多区東光２丁目 22-15
佐賀	1/27（水）	14:00〜16:00	ミズウェルビーホール 佐賀市日の出１丁目 21-10　２階
長崎	1/28（木）	14:00〜16:00	出島メッセ長崎 長崎市尾上町 4-1
熊本	12/22（火）	14:00〜16:00	熊本城ホール 熊本市中央区桜町３番 40 号
大分	12/1（火）	14:00〜16:00	J：COM ホルトホール 大分市金池南１丁目 5-1
宮崎	11/30（月）	14:00〜16:00	宮崎市民文化ホール 宮崎市花山手東３丁目 25-3
鹿児島	12/23（水）	14:00〜16:00	サンプラザ天文館 鹿児島市東千石町 2-30　3F
沖縄	2/5（金）	14:00〜16:00	なは市民活動支援センター 那覇市銘苅２丁目 3-1　２階

※諸事情により、開催会場が変更となる場合がございます。
最新情報は申込フォームにて、ご確認をお願いいたします。